

入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第63号）

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法第16条第1項第1号に規定する成年被後見人及び被保佐人を欠格条項から削除する改正が行われたことを受け、入間市一般職の職員の給与に関する条例においても、これらの規定を引用している条項に所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

入間市一般職の職員の給与に関する条例では、期末手当及び勤勉手当の基準日に在職しない職員には同手当を支給しないこととされているが、例外として基準日前1箇月以内に成年被後見人及び被保佐人となったことにより失職したものについては、同手当を支給するものとされている。

地方公務員法の改正により、成年被後見人及び被保佐人に対する欠格条項が削除されたことを受け、同条例において期末手当及び勤勉手当の支給対象職員を定める条項から、成年被後見人及び被保佐人についての規定を削除するもの。

3 施行日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第2号に規定する施行の日である令和元年12月14日から施行